響灘東地区処分場整備事業の計画変更(完成延期)に伴う 響灘西地区廃棄物処分場の延命について

- 1 本市の処分場整備の考え方 (処分場の位置図別紙 1)
 - ・本市の廃棄物処分場については、陸域に確保することが困難であることから、 これまで、浚渫土砂の処分場と併せて海域に整備。
 - ・現在は、響灘西地区の現行処分場で廃棄物を処分しているが、並行して、 響灘東地区において次期処分場を整備中。

2 響灘東地区処分場(次期処分場)整備事業の計画変更案

- (1)事業費の増額 ※詳細な事業費と事業期間は今後公共事業評価により決定
 - ·変更前:255 億円(埋立護岸237 億円 環境施設18 億円)
 - ・変更後:5 割程度増額

【増額の内訳】

①物価(資材価格、労務費等)の高騰

別紙 2

②廃棄物処分場における「遮水工」の補強対策

別紙 3

- ③その他風浪対策など
- (2) 事業期間の延長
 - ・変更前:平成26年度~令和9年度(廃棄物処分場の護岸は令和8年度完成)
 - ・変更後:平成26年度~令和13年度

3 響灘西地区廃棄物処分場(現行処分場)の延命について

- (1) 現状
 - ・搬 入 物:一般廃棄物(市の焼却工場で発生した焼却灰など) 産業廃棄物等(市内の中小企業が排出したもの)
 - ・埋立期間:平成10年10月~平成16年3月(当初計画) ※家庭ごみの減少や各種リサイクルの促進により、埋立期間を 延ばしてきたが、令和8年度末に満杯となる見込み

(2)課題

・現行処分場の延命化 (令和9年度から次期処分場が完成する令和13年度までの5年間)

(3)延命対策 別紙4

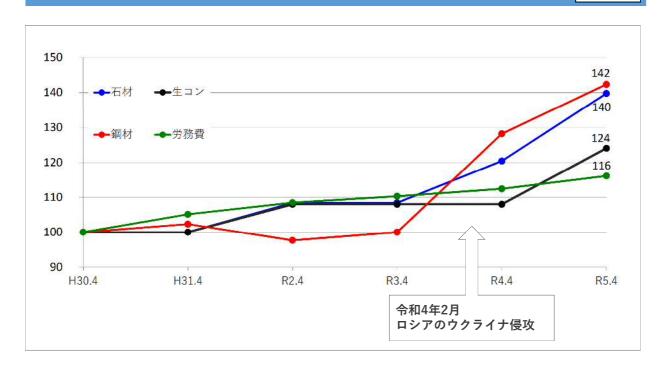
- ・市に処理責任がある一般廃棄物は、今後も受入れを継続。
- ・搬入者自身に処理責任がある産業廃棄物は、令和6年度から現行の処分場での受入れを制限しなければ、一般廃棄物の処分ができず市民生活に影響が生じる。
- ・搬入者等に対しては、説明会やチラシの配布により処分場の現状への理解を求め、 受入れ制限をお知らせ。
- ・特に搬入量が多い事業者については、個別訪問などにより丁寧に対応。

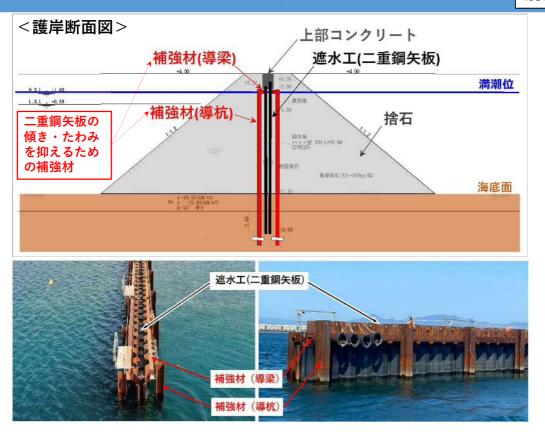
処分場の位置図 別紙1



主要資材価格及び労務費の推移(平成30年4月を100とした場合)

別紙2





延命対策イメージ 別紙4

